

平成 27 年度 第 2 回魚沼市総合教育会議 会議録

1. 日 時	平成 27 年 7 月 8 日 (水) 16:00～17:11		
2. 会 場	魚沼市役所 小出庁舎 302 会議室		
3. 出席者 (敬称略)	魚沼市総合教育会議		
	役 職	氏 名	出 欠
	市 長	大平 悦子	○
	教育長	星 勉	○
	教育委員長	角屋 禮士	欠
	教育委員	橋 裕一	○
	〃	星 賢道	○
	〃	高橋 美穂	○
	魚 沼 市		
	教育委員会	森山 正昭 (教育次長) 小林 雅己 (学校教育課長) 高橋 和代 (こども課長) 星野 隆 (生涯学習課長) 佐藤 務 (管理主事) 小川 司 (指導主事) 五十嵐 実 (学校教育課 副参事)	
事務局 総務課	角家 一郎 (総務課長) 児玉 節子 (秘書広報室長) 和田 純恵 (書記 秘書広報室副参事)		
4. 議事	第 1 大平市長あいさつ 第 2 総合教育会議設置要綱について 第 3 教育に関する「大綱」の策定について 第 4 その他		
配布資料	(1) 日程 (2) 魚沼市総合教育会議設置要綱 (案) (3) 魚沼市教育大綱【試案】 (4) 第 2 次魚沼市総合計画 (原案)「施策の大綱」より 参考①② (5) 魚沼市子育てビジョン「魚沼大好き」 (6) 第二次魚沼市総合計画 (案)		

6. 議事	
角家総務課長	<p>第2回魚沼市総合教育会議を開会させていただきます。本日の全体の進行を努めさせていただきます、総務課長の角家一郎と申します。6月から総務課長を努めさせていただいております。今後ともよろしくお願ひします。</p> <p>本日は角屋委員長が欠席ということで連絡をいただいております。</p> <p>それではお手元の日程に従い進めさせていただきます。最初に大平市長からあいさつをいたします。</p>
大平市長	<p>本日は大変お忙しいところ、会議に出席いただき、大変ありがとうございます。皆さま方からは年間を通しまして、教育行政にご尽力いただいておりますこと、この場をお借りして感謝申し上げます。</p> <p>そして、今日の会議は第2回総合教育会議ですが、市長部局ということであり、まだ、慣れなくてじっくりこない部分がありますが、しっかり努めていかなければならないと考えております。</p> <p>今、総合計画ということで、28年度からの計画について、それぞれの部署で計画を立てております。</p> <p>それと、今、地方創生ということで、人口問題を中心として地方が頑張りなさいということだと思っておりますが、魚沼市としてどういう特徴あるものがやっていけるかということで、みんなで知恵を絞っているところです。この教育部門につきましても、魚沼の子どもたちが健全に健やかに育つことを目的としてこの会議があるものと思っておりますので、是非、皆さんから忌憚のないご意見をいただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひします。</p>
角家総務課長	<p>それでは、さっそくですが、日程の第2に入らせていただきます。これ以降の進行は大平市長がいたします。</p>
大平市長	<p>それでは、日程第2、魚沼市総合教育会議設置要綱についてであります。説明を求めます。</p>
児玉秘書広報室長	<p>(配布資料「魚沼市総合教育会議設置要綱(案)について説明)</p>
大平市長	<p>ただいま要綱案について説明をしましたが、内容についてご意見、ご質問がありましたらお願ひします。</p>
委員	<p>第6条について2点ほど質問があります。まず、1点目は、第6条に議事録は公開するものとありますが、魚沼市の場合は、議会傍聴規則、教育委員会傍聴規則があります。この公開にあたってはこれらを準用すると理解してよろしいのでしょうか。あるいは、制定する予定なのでしょうか。</p>

	<p>同じく、公開についてですが、本日は傍聴人はありませんが、本日、この会が開催される予定は、一般市民へホームページなどでの公開はどのようにされていたのでしょうか。教えていただきたいと思います。</p>
児玉秘書広報室長	<p>まだ、詳しいものが決まっておりません。本日は、皆さまに案内を差し上げるので終わっております。要綱がまだ決定していませんのでホームページには掲載しておりません。</p>
大平市長	<p>これは、要綱案ですので、このあと皆さんのご意見をいただいた後に、この要綱でいかどうかを諮らせていただきます。それでよければ、「案」を取って、その後からこれを実施させていただくことになります。</p> <p>今の質問の中で、公開の意味をどういうふうにとらえるかということをお願いします。</p>
児玉秘書広報室長	<p>前回の会議録はホームページには掲載してあります。傍聴についてはまだ決めていません。</p>
大平市長	<p>ご質問いただいた、公開するということでは、まずはホームページに載せるということが一つあります。傍聴するかどうかということは皆さんにご意見をいただきたいと思います。この会の傍聴ということはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>言葉のとおり公開でいいと思います。</p>
委員	<p>ただし書きの部分についてですが、公正が著しく害されるおそれがあるときは非公開とありますが、傍聴の方への情報はどうお考えでしょうか。</p> <p>具体的にどういうことを指しているのかお聞かせください。</p>
大平市長	<p>議会を例に挙げると、議会の委員会は傍聴が可能ですが、公開できない内容は、休憩を入れて、そこで懇談をします。公には出てきませんが、傍聴者は休憩の内容も聞いております。その辺をどうするかですが。</p>
星教育長	<p>ただし書では、個人の秘密を保つため必要があるときとありますが、これはいじめ等を指しています。そういう場合には、はっきり言って、非公開でやらないといけないと思うので、それでしか会議が開かれれないと思うので、あらかじめ非公開にして、一般の方には案内を出さないということになると思います。それ以外のところで、公正が著しく害されるとか、公益上必要があるというのは、ほとんど考えられないです。どうしても、議題が幾つかあって、1番は公開できるけれど、2番目は公開できないときは、休憩を一旦入れてもらって、</p>

	<p>退席いただくことになるのではと思います。あまりここでは必要ないかなという感じはしています。</p>
委員	<p>私は、ホームページか何かで、今日話し合われた内容が公開されるのかなと思っていたので、傍聴のことはよくわかりません。</p>
星教育長	<p>おそらく、これが公開することに決まれば、次回からは、ホームページや市報で総合教育会議の開催をお知らせすることになります。ほとんどの場合は来ないかなという気がします。</p>
委員	<p>情報公開が当たり前になってきているので、来場者がいるか、いないかに関わらず、お知らせすることは大事なことだと思います。</p>
大平市長	<p>執行部の考え方はどうでしょうか。</p>
森山教育次長	<p>今ほどいただいた意見を総合すると、基本的に傍聴は認め、その周知の方法については、まだ事務局内で原案を考えていませんので、あとで検討させていただきます。会議録については、ホームページ等を通じて公開する。非公開の場合は、ケースバイケースで判断させていただくということではいかがでしょうか。</p>
大平市長	<p>今、事務局の考え方が示されましたがいかがでしょうか。 そうすると、ケースバイケースということは要綱には出せないのですか。</p>
森山教育次長	<p>ケースバイケースというのは、どこの条項に該当するため、退席してもらいかというような意味合いで、あくまでも条項はこの要綱の記述によって対応していくということです。</p>
大平市長	<p>今の要綱だと情報公開ということで、傍聴も含まれるということにさせていただきますか。</p>
星教育長	<p>傍聴に関する取扱いをつくった方がいいのかもわかりませんので事務局で検討してもらえますか。</p>
森山教育次長	<p>事務局で検討します。</p>
大平市長	<p>ここでお諮りしたいと思うのですが、今ほどの要綱案という中では、ただいま事務局の方で読み上げた内容でよろしいでしょうか。</p>

委員	字句ですが、第2条第2項の条文中、「その他の地域」なのか、「その他地域」なのか、どういうことでしょうか。
大平市長	この部分についての説明をお願いします。
児玉秘書広報室長	総合教育会議に関する、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項第1号の条文と同じ表記とさせていただきました。
星教育長	そうすると、「整備その他の地域の実情」ということです。
委員	第6条ですが、「認めるとき」の次に句点があるところと、ないところがありますが、これはどう解釈するのですか。
森山教育次長	法律の抜粋を見ると、この通りになっていますが、本当の法律がどうなっているか確認できない状況ですので、それを後で確認させていただいて、必要があれば修正させていただきたいと思います。
大平市長	確認させていただきますが、施行日はどうなるのですか。
児玉秘書広報室長	公布の日からということになります。
大平市長	ほかにありませんか。（「なし」の声あり）ないようですので、修正等あれば、後ほど配付させていただきます。 続きまして、日程第3、教育に関する「大綱」の策定についてに入らせていただきます。事務局から説明をお願いします。
小林学校教育課長	今ほどの要綱の第2条にありましたように、総合教育会議の一番の仕事が教育大綱の策定ということですので、大綱につきましても、市長が策定することになっています。ただ、教育行政に関することですので、教育委員会でもたたき台をつくりまして協議をして、案を策定しました。ここで、成立すれば、市長と教育委員会が策定した大綱のもとでそれぞれが所管した事務を執行するという流れになっております。 それでは説明させていただきます。（資料「魚沼市教育大綱【試案】」「第二次魚沼市総合計画（案）」「第2次魚沼市総合計画（原案）」「前期基本計画より」について説明）
大平市長	質疑、ご意見がありましたらお願いします。 （魚沼市教育に関する大綱（試案）について、質疑・意見交換）

星教育長	ご意見等ありがとうございました。この試案は総合計画をメインにしたので、これになりました。ビジョンの方をメインに入れ込んでみます。
大平市長	次回の会議の予定はどうでしょうか。
星教育長	今回は、9月頃を予定します。9月16日が教育委員会定例会ですが、同日開催が可能かどうか今後検討します。
大平市長	<p>続きまして、日程第4、その他ですが、皆さんの方で何かありましたらお願いいたします。（「なし」という声あり）</p> <p>今日は、皆さんから貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。今回いただいた意見を参考に次回、協議させていただきます。</p> <p>なお、今回は、9月の開催を検討したいと思います。その際はまたご協力をよろしくお願いいたします。</p>
角家総務課長	それでは、第2回魚沼市総合教育会議を閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。